

会議録

令和5年第4回更別村議会定例会

第1日（令和5年12月11日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 議案第77号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第78号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第79号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第80号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第81号 財産の交換の件
- 第12 議案第82号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件
- 第13 議案第83号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件
- 第14 議案第84号 令和5年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第15 議案第85号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件
- 第16 議案第86号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件
- 第17 議案第87号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件

◎出席議員（8名）

| | | | | | |
|----|----|------|-----|----|------|
| 議長 | 8番 | 織田忠司 | 副議長 | 7番 | 高木修一 |
| | 1番 | 太田綱基 | | 2番 | 安村敏博 |
| | 3番 | 斎藤憲 | | 4番 | 尾立要子 |
| | 5番 | 小谷文子 | | 6番 | 荻原正 |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

| | | | |
|------------------|---------|--------------------------|-----------|
| 村 長 | 西 山 猛 | 副 村 長 | 大 野 仁 |
| 教 育 長 | 細 川 徹 | 代表監査委員 | 笠 原 幸 宏 |
| 総 務 課 長 | 末 田 晃 啓 | 総 務 課 参 事 | 小 寺 誠 |
| 企画政策課長 | 本 内 秀 明 | 企 画 政 策 課 参 事 | 今 野 雅 裕 |
| 産 業 課 長 | 高 橋 祐 二 | 住 民 生 活 課 長 会 計 管 理 者 | 小 野 寺 達 弥 |
| 建設水道課長 | 石 川 亮 | 保 健 福 祉 課 長 | 新 関 保 |
| 子 育 て 応 援 課 長 | 酒 井 智 寛 | 診 療 所 事 務 長 | 岡 田 昌 展 |
| 教 育 委 員 会 長 | 伊 東 秀 行 | 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 小 林 浩 二 |
| 教 育 次 長 | | | |
| 農 業 委 員 会 長 | 川 上 祐 明 | | |
| 事 務 局 長 | | | |

◎職務のため出席した議会事務局職員

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 佐 藤 敬 貴 | 書 記 | 村 田 弘 治 |
| 書 記 | 山 角 竹 志 | | |

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集のご挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和5年第4回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては師走に入り、何かとご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類に移行いたしまして半年が経過いたしました。依然として完全な終息とは言えず、加えましてインフルエンザの流行という新たな状況も迎えております。引き続きワクチン接種等の感染拡大防止の着実な取組と医療機関と連携した対策をしっかりと講じていかなければならないと考えているところであります。

本村の基幹産業の農業であります。本年は例年より雪解けが早く、春耕期から順調に農作業も推移し、作物の生育も堅調でありましたが、それ以降の厳しい猛暑、干ばつ、秋の降雨をはじめとする異常とも言える気象変動により、農作物への影響も大きく、農作業は軒並み早くなるなど、除草や防除、収穫などの作業が幾十にも重なり、大変なご苦労があったとお聞きしております。中でもてん菜につきましては、褐斑病を含め糖分低下など例年にならぬ事態となっております。また、酪農、畜産におきましても消費の落ち込みや猛暑による乳量の低下、素牛や和牛などの個体価格の下落により、依然として厳しい経営状況にあります。それに追い打ちをかけるように1年半以上にも及ぶロシアのウクライナ侵攻により飼料、肥料、燃油、農業資材の高騰により農業経営全般に暗い影を落とし、生産者の皆様のご苦労も計り知れないものがあります。

このような中ではありますけれども、先般の行政区長会議の中でJAさんから生産者の皆さんのこういった状況の中でもご苦労が重ねられ、健全な営農経営に努められているということにより現段階での粗生産額は135億円、史上3番目となるというふうにお聞きいたしております。安堵しておるわけではありますが、資材ほかの燃料、飼料等によってその部分がそっくり持っていかれているというような状況もあるということで、これ自体が非常に経営が楽になっているという状況ではないということ念押しがありました。引き続きしっかり状況を見据えて頑張っていかなければいけないのかなというふうなことがあります。

一方で商工業や村民の皆さんの生活においても燃料、電気、食品、生活用品全般による値上げ、物価高騰により逼迫した状況が続いております。このような未曾有の状況の下、引き続き村民の皆様の生活の安定向上、さらには農業商工業者の皆様の支援を継続して強力で進めていかなければならないと考えているところであります。まずは、先般第5

回臨時会でもご承認いただきましたさらべつ生活応援クーポン券につきましては、師走を控えてできるだけ早く村民皆様に届くように、13日に発行ということで今急ピッチで準備を進めております。年内には1人5,000円のクーポン券が皆様に行き渡り、何とかそれを一助にいただければ幸せだというふうに思っております。

また、今議会においては、燃料価格高騰対策支援事業補助金として、JAさらべつと協調して1,883万8,000円を計上しております。また、来年の営農計画立案等に向けた資金調達への利子補給、酪農畜産経営安定化に向けた対策につきましては、現在、JAさらべつや関係機関との協議を綿密に行っております。共済金等の支援の確定、あるいは状況を見定めながら、村としてもさらなる支援策の検討を積み重ねていきたいというふうに考えております。適切な時期に適切で効果のある支援策を実施してまいる所存であります。引き続き議員各位の皆様のご理解とご指導を重ねてよろしくお願い申し上げます。

また、ふるさと納税でありますけれども、11月末で3億2,000万円となる史上最高額を更新しております。来年度の今年実施をしました給食費の無償化の継続等の原資等を含めて、子育て支援、あるいは、今、喫緊に迫っている農業政策とか各種施策の原資にしたいというふうに考えておりますので、有効な活用を目指して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

本定例会におきましては、条例改正案件4件、財産交換の件、一般会計補正予算、各特別会計補正予算の件5件、合わせて11件のご審議をお願いするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、安村さん、3番、斎藤さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第4回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ12月4日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から12月15日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より15日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議長 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、私のほうから一般行政報告について口頭により補足説明をいたさせていただきます。

まず、1の寄附についてであります。令和5年11月6日、大阪府大阪市ニッタ株式会社様より不動産の寄附をいただきました。更別村寄付条例第2条第7号に規定します事業の区分、その他目的達成のため村長が必要と認める事業に対する指定寄附であります。不動産の概要は、所在地が更別村字上更別125番地3、地目が公衆用道路、地積4万380平方メートルほか全15筆、合計しまして18万6,817.63平方メートルであります。ご寄附いただきました土地の大部分は公衆用道路として利用されており、道路法に基づく認定道路として

従前より本村が維持管理を実施している道路敷地であります。

寄附していただくに至った経過であります。平成22年、高規格幹線道路帯広尾自動車道の建設に伴う用地調査におきましてニッタ株式会社様の名義となっている道路敷地があることが判明をいたしました。当時ニッタ株式会社様にご寄附いただけるようお願いをいたしましたところ、帯広尾自動車道の建設に係る道路敷地につきましてはご寄附をいただきましたが、その他の道路敷地につきましては引き続き調査検討していく、との回答をいただき、保留となっていたところであります。その間も引き続き本村が道路として維持管理をまいりましたが、今般、改めてニッタ株式会社様に対して道路敷地のご寄附のお願いを申し出ましたところ、これを快く寄附していただくことに至ったものでございます。先週の12月8日3時より大阪市にあるニッタ株式会社本社に私どもが赴きまして、石切山代表取締役社長と面会をいたしまして、村民を代表いたしまして今回のご寄附につきましてお礼と感謝を申し上げてまいりました。社長様からも有効に活用してください、との温かいお言葉をいただきました。ここにご報告を申し上げたいというふうに思います。有効活用等しっかりと村民の皆さんに還元されるように行っていきたいというふうに考えております。

2の令和5年度建設工事の進捗状況（100万円以上）につきましてもありますけれども、工事等順調に行われているところであります。内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

以上、私のほうからの口頭説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第77号

○議 長 日程第7、議案第77号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第77号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国家公務員の給与の取扱いに準じて議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の330から100分の340に改めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。条例であります。新旧対照表によりご説明を申し上げます。現行、見出し、期末手当、第5条第2項の2、12月1日に在職する者、下線部「100分の330」とあるのを改正後は同じく5条2項の2で「100分の340」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

2、改正後の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用するものであります。

期末手当の内払いですけれども、改正後の条例の規定を適用する場合におきましては、改正前の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第77号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第78号

○議長 日程第8、議案第78号 更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第78号 更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国家公務員の給与の取扱いに準じて特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合を改めるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、第1条において12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の220から100分の230に改めるものであります。

(2)、第2条において6月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の220から100分の225に、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の230から100分の225に改めるものであります。

次のページをお開きいただきたいというふうに思います。第1条の条例であります。現行の見出し、期末手当、第4条の第2項の2、12月1日に在職する者「100分の220」と下線部あるのを改正後は同じく4条2項2、12月1日に在職する者「100分の230」に改めるものであります。

続きまして、次のページをお開きください。第2条であります。第2条、現行、期末手当、第4条2項の(1)、6月1日に在職する者「100分の220」、これを改正後は「100分の225」、(2)、12月1日に在職する者「100分の230」とあるのを改正後は「100分の225」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日等、1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用するものであります。

期末手当の内払い、3、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第78号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第79号

○議 長 日程第9、議案第79号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第79号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村職員の給与について国家公務員の取扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、第1条において、12月に支給する期末手当の支給割合について一般職員については100分の120から100分の125に、また定年前再任用短時間勤務職員にあつては支給割合を100分の67.5から100分の70に改めるものであります。

（2）、第1条におきまして、勤勉手当の総額の限度額を算出するために勤勉手当基礎額に乗ずる率を一般職員については100分の100から100分の105に、定年前再任用短時間勤務職員につきましては100分の47.5から100分の50に改めるものであります。

（3）、第1条において行政職給料表を改めるものであります。

（4）、第2条におきまして、一般職の期末手当につきましては6月に支給する支給割合は100分の120から100分の122.5に、12月に支給する支給割合は100分の125から100分の122.5とするものであります。また、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、支給割合を100分の70から100分の68.75に改めるものであります。

次のページにまいりまして、（５）、第２条におきまして、勤勉手当の総額の限度額を算出するために勤勉手当基礎額に乗ずる率を一般職員につきましては100分の105から100分の102.5に、定年前再任用短時間勤務職員につきましては100分の50から100分の48.75に改めるものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

１ページおめくりいただきまして、条例本文でございます。本条例は、２条により構成されております。

初めに、第１条についてご説明をいたします。期末手当について規定する第14条第２項中「100分の120」を「100分の125」に、同条第４項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改めるものでございます。

勤勉手当について規定する第14条の４第２項中「100分の100」を「100分の105」に、同条第３項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。別表第１（一）、行政職給料表の改正は、国家公務員の行政職俸給表に準じて全ての級、号俸において給料月額を改めるものでございます。

議案資料をお開きください。別表第１（一）、行政職給料表の各級、号俸の改正前、改正後の給料月額を比較した表を提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

議案にお戻りいただきまして、第２条をお開きください。第２条の改正は、期末手当について規定する第14条第２項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に、同条第４項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改めるものでございます。

勤勉手当について規定する第14条の４第２項中「100分の105」を「100分の102.5」に、同条第３項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の50」を「100分の48.75」に改めるものでございます。

次のページを御覧ください。附則第１項で、この条例中第１条の規定は、公布の日から、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行するよう規定するものでございます。

附則第２項で、第１条中、別表第１（一）の改正規定は、令和５年４月１日から、第14条第２項、同条第４項、第14条の４第２項及び同条第３項の改正規定は令和５年12月１日から適用するよう規定するものでございます。

附則第３項で、給与の内払いについて規定するものでございます。

以上でございます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 ちょっと確認をさせてください。第1条の中の職員の給与改定ということでのご提案がございまして、適用が別表によると4月1日からということでございますので、これらの支給に当たっては多分4月1日に遡るといふ形の解釈が正しいと思いますので、その点は遡及により差額を支払うという形の解釈でよろしいのでしょうか。確認させてください。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 ご質問のとおり、行政職給料表の適用は令和5年4月1日に遡って適用ということになります。差額は、4月1日に遡って差額を支給することになります。

○議長 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第79号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第80号

○議長 長 日程第10、議案第80号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第80号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険税条例（昭和52年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）の施行に伴い、地方税法（昭和25年法

律第226号)及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部が改正されたことにより出産被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税を減額するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額及び被保険者均等割額の12分の1の額に産前産後期間の月数を乗じて得た額を減額するものであります。

(2)、出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額及び被保険者均等割額の12分の1の額に産前産後期間の月数を乗じて得た額を減額するものであります。

(3)、出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額及び被保険者均等割額の12分の1の額に産前産後期間の月数を乗じて得た額を減額するものであります。

次のページにまいります。(4)、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合の届出に要する事項、添付書類、届出時期、届出の省略について定めるものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に基づくものとなりますが、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、出産をされる産前産後の一定期間における国民健康保険税の所得割額及び均等割額になりますけれども、これを令和6年1月1日より全国一律で減額するものになっております。

それでは、改正箇所について説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。なお、説明につきましては、改正後の要点のみを説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、第15条になります。改正後は第3項を加えまして、下線部のとおりですけれども、出産被保険者の納税義務者における国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を各号の区分に応じて減額することを規定しております。第1号ですが、出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額を算出した額の12分の1の額に産前産後期間の月数を乗じて得た額を減額としております。なお、産前産後期間ですが、単胎妊娠の場合は出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までと規定をしております。

第2号ですが、出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を算出した額の12分の1の額に産前産後期間の月数を乗じて得た額を減額としております。

第3号ですが、出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を算出した額の12分の1の額に産前産後期間の月数を乗じて得た額を減額としております。

次のページをお開きください。第4号ですが、出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を算出した額の12分の1の額に産前産後期間の月数を乗じて得た額を減額としております。

第5号ですが、出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額を算出した額の12分の1の額に産前産後期間の月数を乗じて得た額を減額としております。

第6号ですが、出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額を算出した額の12分の1の額に産前産後期間の月数を乗じて得た額を減額としております。

続いて、第16条の4を加えまして、改正後の下線部のとおりですけれども、出産被保険者に係る届出について規定をしております。第1号は納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号、第2号は出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号、第3号は出産の予定日、第4号は単胎妊娠、または多胎妊娠の別を記載することとしております。次のページをお開きください。第5号は、村長が必要と認める事項としております。

第2項ですが、前項の届出に当たりまして添付する書類を規定してございます。第1号は出産の予定日を明らかにできる書類、第2号は多胎妊娠、またはそのことを明らかにできる書類、第3号は出産した被保険者と子どもとの身分関係を明らかにできる書類になってございます。

次に、第3項ですが、第1項の届出は出産予定日の6月前からできるものとしております。

第4項ですが、第1項の規定にかかわらず届出書類の内容を確認できる場合については、第1項の届出を省略させることができるとしております。

最後に附則となります。第1項ですが、この条例は、令和6年1月1日から適用するものであります。

第2項ですが、この条例による改正後の規定は、令和5年度分のうち令和6年1月以後の期間のもの及び令和6年度以降の年度分に適用となりまして、令和5年度分のうち令和5年12月以前に関わるもの及び令和4年度分までについては従前の例とするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第80号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決

いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第81号

○議 長 日程第11、議案第81号 財産の交換の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、小谷さんの退場を求めます。

(小谷議員退場)

○議 長 提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第81号 財産の交換の件であります。

次のとおり土地を交換しようとするものであります。

1の交換に供する財産は、土地であります。所在地は、北海道河西郡更別村字弘和538番1であります。現況地目、山林であります。地積2万5,120平方メートルであります。評価額125万6,000円であります。

2、交換により取得する財産、土地は、所在地、北海道河西郡更別村字弘和538番の2であります。現況地目は山林、地積は2万5,120平米であります。評価額は125万6,000円であります。

3、交換の相手方は、北海道河西郡更別村字上更別125番地281にお住まいの小谷広一様であります。

理由といたしまして、財産の交換につきまして地方自治法(昭和22年法律第67号)第237条第2の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第81号 財産の交換の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

小谷さんの着席を求めます。

(小谷議員入場)

◎日程第12 議案第82号

○議長 日程第12、議案第82号 令和5年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第82号 令和5年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,950万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,544万円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 大野副村長。

○副村長 それでは、私のほうから令和5年度更別村一般会計補正予算(第7号)につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,950万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,544万円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によるものでございます。

それでは初めに、人件費についてご説明いたします。主な理由は、給与改定によるものです。各科目におきまして予算の補正がありますが、こちらについては給与費明細書によりご説明いたします。32ページをお開き願います。1、特別職におきまして、議員の報酬は改選に伴い4万3,000円の減額、長等及び議員は給与改定に伴い期末手当が34万3,000円を追加しております。

33ページをお開き願います。2、一般職、(1)、総括についてですが、給与費の給料及び職員手当等の合計で749万1,000円の追加です。給与改定に伴うものです。手当ごとの補正後、補正前比較の金額につきましては、職員手当等の内訳をご参照願います。

34ページは、給料及び職員手当等の増減額の明細、35ページは給料及び職員手当の状況ですので、ご参照を願います。

36ページ、37ページは、給料及び職員手当等の科目別内訳でございます。補正後の給料及び職員手当等の科目別内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。まずは歳出からご説明いたします。13ページをお開き願います。款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費は、25万9,000円を追加し、補正後の額を5,213万1,000円とするものでございます。給与改定等に伴うものです。

款2 総務費、項1 総務管理費、14ページをお開き願います。目1 一般管理費は、1億9,074万9,000円を減額し、補正後の額を10億7,586万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、給与改定に伴う増、(2)、総務管理一般事務経費は人的交流の増加に伴う食糧費の増、(3)、庁舎維持管理経費は消耗品の購入に伴う増、(4)、フルタイム会計年度任用職員給与等は給与改定に伴う増、15ページを御覧願います。(5)、情報処理導入経費は、人事給与システム制度改正などによる北海道自治体情報システム協議会負担金の増、(6)、寄付金管理事業は現年度事業への充当に伴う寄付金管理基金積立額の減額でございます。

目3 財産管理費は、3万1,000円を減額し、補正後の額を374万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、財産維持管理経費は、事業実績に伴う執行残です。

目4 地方振興費は、649万6,000円を減額し、補正後の額を7億9,885万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、移住定住促進事業經常分、(2)、姉妹提携事業、(3)、宅地分譲整備事業、16ページをお開き願います。(4)、地域振興財産維持管理経費、(5)、地方創造複合施設整備事業、いずれも事業実績に伴う執行残、(6)、移住定住促進事業臨時分は地域おこし協力隊員退職に伴う減でございます。

目7 車両管理費は、16万1,000円を追加し、補正後の額を5,091万円とするものでございます。説明欄(1)、公用車両購入事業は、事業実績に伴う執行残、17ページを御覧願います。(2)、バス運行維持管理経費は、更南スクールバスのエンジン修繕による増及び自動車運行管理委託料の執行残でございます。

目9 住民活動費は、財源振替です。

項3 戸籍・住民基本台帳費、目1 戸籍・住民基本台帳費は、165万2,000円を追加し、補正後の額を1,515万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、戸籍住民基本台帳等整備事業は、戸籍システムの改修に伴う北海道自治体情報システム協議会への負担金です。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費は、39万6,000円を追加し、補正後の額を2億7,420万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、重度心身障害年金は、支給実績に伴う減、18ページをお開き願います。(2)、憩の家維持管理経費は、電気代高騰による増、(3)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金の増、(4)、障害者地域生活支援事業は移送サービスの利用実績による増でござ

ざいます。

目2福祉の里総合センター費は、52万円を追加し、補正後の額を7,567万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、事業実績に伴う執行残、(2)、健康増進室運営事業は機器修繕に伴う増、(3)、給食業務経費は食材高騰に伴う増、19ページを御覧願います。(4)、健康増進室整備事業は事業実績に伴う執行残でございます。

目4後期高齢者医療費は、142万3,000円を減額し、補正後の額を5,100万円とするものでございます。説明欄(1)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、保険基盤安定繰出金の確定によるものです。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、1,216万2,000円を追加し、補正後の額を2億2,137万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、児童福祉事業経費は、公定価格の増加に伴う増、(2)、子育て応援施策推進事業経費は認定こども園、どんぐり保育園の入所者の増などによるものです。

項3老人福祉費、20ページをお開き願います。目1老人福祉総務費は、125万4,000円を減額し、補正後の額を239万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、高齢者スポーツ大会経費、(2)、敬老事業経費は、それぞれ事業実績に伴う執行残です。

目3老人福祉推進費は、21万2,000円を追加し、補正後の額を7,528万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、老人保護措置事業は、障害者等加算適用に伴う措置費の不足による増、21ページを御覧願います。(2)、介護保険事業特別会計繰出金介護給付は、給与改定に伴うもの、(3)、高齢者住宅福祉サービス事業は移送サービスの利用実績によるものになります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、28万5,000円を追加し、補正後の額を1,042万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、乳幼児医療費給付費は、医療給付見込額の増によるものです。

目2予防費は、財源振替です。

目3環境衛生費は、17万2,000円を減額し、補正後の額を4,191万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、火葬場改修事業、22ページをお開き願います。(2)、墓地維持管理経費、いずれも事業実績に伴う執行残、(3)、リサイクルセンター維持管理経費はリサイクルセンターへの資源物運搬料などの増加によるものです。

目4診療所費は、269万円を追加し、補正後の額を2億5,670万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、歳入歳出の均衡を図るためです。

目5保健推進費は、46万6,000円を追加し、補正後の額を3,390万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、母子保健事業経費は、不妊治療費助成の申請件数の増、(2)、母子保健用備品整備事業は事業実績に伴う執行残です。

項3上下水道費、23ページを御覧願います。目1簡易水道費は、124万1,000円を減額し、

補正後の額を1,780万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、簡易水道事業特別会計繰出金は、公債費の確定に伴う基準繰り出し分の減です。

項4下水道費、目1下水道費は、5万7,000円を減額し、補正後の額を1億1,569万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金は、分流式下水道等に要する経費の減などによるものです。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、10万9,000円を追加し、補正後の額を2,568万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、給与改定等に伴うものです。

24ページをお開き願います。目2農業振興費は、3,446万5,000円を追加し、補正後の額を4億6,223万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、新規就農者支援事業は、新規就農者の借入額確定に伴う増、(2)、農業振興補助金等は持続的畑作生産体系確立緊急支援事業及び農業教育高度化事業の新規採択のほか、肥料価格高騰対策支援事業として更別農協と連携して支援を行うものです。

目3農地費は、6万5,000円を減額し、補正後の額を1億6,297万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、排水施設維持管理費は、事業実績に伴う執行残です。

目4畜産業費は、72万5,000円を減額し、補正後の額を2,517万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、村営牧場維持管理経費は、事業実績に伴う執行残です。

25ページを御覧願います。目5ふるさとプラザ費は、3万7,000円を追加し、補正後の額を3,840万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、ふるさと館維持管理経費は、複写機使用料の増によるものです。

目6プラムカントリー費は、36万4,000円を追加し、補正後の額を1,761万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、プラムカントリー管理経費は、備品を修繕するための追加です。

款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費は、70万4,000円を減額し、補正後の額を1億1,047万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業補助は、9月に実施いたしましたさらべつ生活応援クーポン券の実績に伴う減です。利用率は98.2%でした。

目3観光費は、財源振替です。

26ページをお開き願います。款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持改良費は、90万5,000円を追加し、補正後の額を4,005万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、街路灯維持補修費は、街路灯を修繕するための追加です。

目3道路新設改良費は、2,677万2,000円を減額し、3億653万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、道路改良舗装事業単独は、事業実績に伴う執行残です。

目4橋りょう維持改良費は、835万4,000円を減額し、1億4,282万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、橋りょう整備事業は、事業実績に伴う執行残です。

27ページを御覧願います。項3住宅費、目1住宅管理費は、300万円を追加し、補正後の

額を2,530万7,000円とするものでございます。説明欄（１）、村営住宅等維持管理経費は、入居前修繕が増加したため追加するものです。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費は、30万円を減額し、補正後の額を3,694万3,000円とするものでございます。説明欄（１）、高校生等入学支援事業は、高校生等入学支援金の申請受付終了に伴う執行残です。26名の方に支給しております。

目2事務局費は、199万4,000円を追加し、補正後の額を1億2,161万5,000円とするものでございます。説明欄（１）、職員等人件費は、給与改定等によるもの、（２）、指導主事共同設置事業分、28ページをお開き願います。中札内村と共同設置している指導主事について給与改定に伴う負担額の増です。

項2小学校費、目1学校管理費は、17万円を追加し、補正後の額を2億4,976万6,000円とするものでございます。説明欄（１）、小学校運営経費は、備品修繕費について12月以降の執行見込額を追加、（２）、学校情報通信技術環境整備事業小学校は校務システムの整備につきまして設定等を含んだ契約とするため、消耗品費から委託料へ科目変更をするものです。

目2教育振興費は、財源振替です。

項3中学校費、目1学校管理費は、41万円を追加し、補正後の額を8,513万3,000円とするものでございます。説明欄（１）、中学校運営経費は、小学校同様備品修繕費について12月以降の執行見込額の増加、29ページを御覧願います。（２）、学校施設維持管理経費中学校は、校舎修繕費について12月以降の執行見込額の追加、（３）、学校情報通信技術環境整備事業中学校は、小学校同様校務システムの整備につきまして設定等を含んだ契約とするため、消耗品費から委託料へ科目変更するものです。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、31万6,000円を追加し、補正後の額を1億2,020万円とするものでございます。説明欄（１）、フルタイム会計年度任用職員給与等は、給与改定に伴うもの、（２）、幼稚園舎維持管理経費は卓上アンプの更新に伴うものです。

30ページをお開き願います。項5社会教育費、目1社会教育総務費は、財源振替です。

項6保健体育費、目2体育施設費も財源振替です。

目3学校給食費は、42万4,000円を追加し、補正後の額を4,234万4,000円とするものでございます。説明欄（１）、学校給食センター維持管理経費は、電気料金等の高騰及び管理用備品購入による追加です。

款12公債費、項1公債費、目1元金は、170万7,000円を減額し、補正後の額を6億159万9,000円とするものでございます。説明欄（１）、長期債約定償還元金約定償還金は、事業確定に伴う元金の確定によるものです。

31ページを御覧願います。目2利子は、45万4,000円を減額し、補正後の額を412万8,000円とするものでございます。説明欄（１）、長期債償還利子は、当初予算編成時から実際の借入金額が減となったためでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。9ページをお開き願います。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、3,060万8,000円を追加し、補正後の額を21億6,244万7,000円とするものでございます。普通交付税の追加です。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、33万5,000円を減額し、補正後の額を6,287万円とするものでございます。札内川地区かんがい施設維持管理分担金の確定です。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料は、72万8,000円を追加し、補正後の額を597万6,000円とするものでございます。今年度の村営牧場利用実績に伴うものです。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、10ページをお開き願います。目1民生費国庫負担金は、13万9,000円を追加し、補正後の額を7,860万2,000円とするものでございます。保険基盤安定負担金の確定です。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、635万1,000円を追加し、補正後の額を5億4,368万5,000円とするものでございます。地方公共団体情報システムの標準化、共通化に係る事業の国庫補助金です。

目2民生費国庫補助金は、658万2,000円を追加し、補正後の額を8,577万1,000円とするものでございます。どんぐり保育園の入所児童の増などによる追加です。

目3衛生費国庫補助金は、6万6,000円を減額し、補正後の額を794万5,000円とするものでございます。健診用視覚検査機器購入実績に伴う減額です。

款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、99万2,000円を減額し、補正後の額を4,904万8,000円とするものでございます。保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定拠出金の確定です。

項2道補助金、目2民生費道補助金は、284万円を追加し、補正後の額を5,192万円とするものでございます。医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金、子どものための教育・保育給付費交付金などの補助金です。

11ページを御覧願います。目3衛生費道補助金は、30万4,000円を追加し、補正後の額を308万円とするものでございます。乳幼児医療費の補助金などです。

目4農林水産業費道補助金は、1,531万円を追加し、補正後の額を3億8,597万7,000円とするものでございます。持続的畑作生産体系確立緊急支援事業及び農業教育高度化事業の新規採択によるものです。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、1,000円を追加し、補正後の額を92万円とするものでございます。まち・ひと・しごと創生基金積立金の預金利子です。

款18繰入金、項1基金繰入金、12ページをお開き願います。目1財産調整基金繰入金は、2億1,400万円を減額し、補正後の額を3億1,803万9,000円とするものでございます。公共基金繰入金及び寄付金管理基金について減額するものです。

目8公共施設等整備基金繰入金は、1,400万円を追加し、補正後の額を3億6,800万円と

するものでございます。公共施設の修繕状況等を踏まえ、基金へ繰り入れるものです。

款20諸収入、項5雑入、目5雑入は、32万3,000円を追加し、補正後の額を1,354万3,000円とするものでございます。肥料購入料増加に伴う交付金の増などです。

款21村債、項1村債、目3辺地対策事業債は、4,070万円を減額し、補正後の額を4億140万円とするものでございます。辺地対策事業債を活用した事業実績の確定です。

目4過疎対策事業債は、60万円を減額し、補正後の額を1億1,140万円とするものでございます。過疎対策事業債を活用した事業実績の確定です。

続きまして、第2表、繰越明許費補正についてご説明いたします。4ページをお開き願います。繰越明許費の追加は、記載されているとおりでございます。戸籍・住民基本台帳費について戸籍システム等の改修は北海道自治体情報システム協議会がベンダーと契約を行い、各自治体が負担金を支払っておりますが、今年度で改修事業が終了しないため、戸籍住民基本台帳等整備事業606万3,000円について繰越明許費の補正を行うものです。

次に、第3表、債務負担行為補正についてご説明いたします。5ページを御覧願います。債務負担行為の追加は、記載されているとおりであります。各業務委託につきまして令和6年度から令和8年度までの3年間、限度額合計5,642万7,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、第4表、地方債補正についてご説明いたします。6ページをお開き願います。地方債の変更は、記載のとおりでございます。辺地対策事業債及び過疎対策事業債は、起債対象事業の事業確定に伴い限度額を変更しております。辺地対策事業債の補正後の限度額を4億140万円、過疎対策事業債の補正後の限度額を1億1,140万円とします。なお、補正後の合計額は5億9,346万4,000円でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 この際、午前11時25分まで休憩といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第82号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、小谷さん。

○5番小谷議員 24ページお願いいたします。款6の農林水産業費で目2農業振興費のところをございまして、説明欄(2)、農業振興補助金等で新規採択ということで先ほどご説明をいただきました。持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助につきましては以前にもございまして、今回は3件というお話もお聞きいたしました。次の農業教育高度化事業補助金というのがございます。これあまり耳にしたことがございまして、私もちょっと調べてはみましたが、スマート農業とも関連しているとは思いますが、どのようなことなのか伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 農業教育高度化事業補助金の件でございます。こちらのほうは北海道が主体となつて行つてゐる事業でございまして、こちらのほうの事業を行うに当たつて海外研修をする経費について助成するものでございまして、市町村経由の間接補助の仕組みというふうな形で、歳入にも同額ございますけれども、そちらのほうを受けて補助をするものでございます。今回村の農業後継者の方が道のほうにこちらの研修の事業について申込みをされまして、今回道のほうから採択を受けたということでございますので、それに伴う予算として組ませていただいているものでございます。海外研修のほうにつきましては、研修期間1年以内というふうなことで準備をしているところでございまして、今後、令和6年の3月から1年というふうな予定で海外のほうに研修するように聞いてございます。訪問される先は、ドイツというふうな形で聞いているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 今の項目のところ、上の2つ説明いただいたのですけれども、その下の肥料価格高騰対策支援事業補助金ということで1,800万ほど今回補正されているということになっております。この事業の財源内訳とか、ちょっと詳しい内容について説明いただきたいと思ひます。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 肥料価格高騰対策支援事業補助金ということで予算を計上させていただいております。こちらのほうは、肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、北海道のほうで肥料価格高騰緊急対策事業というのを行つてゐるところでございます。こちらのほうは、購入した化学肥料の数量について1トン当たり3,125円を支援するというふうな内容でございまして、昨年も行われていたところでございます。本年についても道のほうで行うということもありまして、また農協さんのほうとも協議をした結果、肥料価格、今年になって若干の値下げはあつたところなのですが、依然として高水準な高止まりを続けているというところもございまして、昨年と同様に化学肥料1トン当たり3,125円の2分の1を支援するというふうな形で双方、JAさんと村のほうでその3,125円の2分の1を支

援するというふうな内容でございます。現時点におきまして財源等は特にございませんので、村の持ち出しというふうな形で実施させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 農業者支援ということで今回新たに補正されたということなのですが、農業支援ということであればある意味当初予算に計上して、その辺の安心を与えて農業経営に当たってもらうということもひとつ考えなくてはいけないのかなと思うのですが、その辺についてはどういうふうに考えられておりますか。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 このような予算について当初予算のほうで予算計上して安心を与えてはというところですが、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、肥料価格のほうも変動等が見込まれる中で、一応、結果的には若干の値下がりではまっているというふうな状況もございまして、そういったところの状況も見た上で考えていきたいというふうなところで、このような時期に補正というふうな形で出させていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 この肥料価格の高騰ということで、とはいえ、村長の冒頭の挨拶でもあったとおり粗生産は135億と史上3番目ということで、肥料代の価格も上がっているから、その分利益もぐっと抑えられたという形で、またそういったことも鑑みて今回の補助ということは理解できるのですが、これが例えば畜産業の方にしてみたら、自分たちが牧草作っていて、その分の肥料代は出ましたよと。だけれども、畜産業の方は、飼料価格も高騰していて、乳価に関しては少しだけ買取り金額アップされたけれども、でも、実質的に見たら本当に厳しい状態があるということで、今回、この道のということもあるのですが、村長冒頭の挨拶でもあったとおり今後の状況を鑑みてということでは、ここの酪農家の方の支援というのは、喫緊で必要になってくるものだと思うのですが、その辺はどのように考えているのか、進捗状況を踏まえて聞かせていただければと思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 酪農、畜産ということへの支援ということでご質問を受けました。酪農、乳搾る関係のほうでございしますが、こちらにつきましては本年6月に畜産クラスター事業で酪農の飼料高騰の関係で既に予算を見させていただいているところでございます。畜産業のほうも个体販売とかの部分で厳しい情勢は聞いているところでございます。国の補給金等も発動されているというふうに聞いているところではございますが、先ほども村長の冒頭の挨拶であったように農協さんのほうと状況を確認をさせていただいて、今後必要に応じて支援を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今のご答弁ちょっともう一つ補足でというところで、今後の状況を鑑みてということなのですけれども、それは村独自の考えということによろしいでしょうか。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 今までの農業関連の支援において何度も申し上げておりますが、農協さんとの協調というふうなところを基本に考えているところでございますので、今のところ、まず基本的には農協さんとの協調というふうな形で支援というのを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長 長 ほか、この農業振興補助金等に関する関連質問ありませんか。

2番、安村さん。

○2番安村議員 今、種々ご説明いただきまして、何か村長が、今、補足説明したいということで手挙げたようですけれども、ちょっと待っていただいて、今、説明していただいた部分の対策という部分では評価できる部分は多いと思うのですけれども、今年の6月から積み残し事業がかなり内容的にはあると思うのです。私も一般質問させていただきましたけれども、肥料対策、これは農協との折半だと必ず回答しますけれども、私、申し上げたはずですが、6月の定例会で。農協自体がどうのこうのということではなくて、農協の対策という部分についての例題を出すならば、かなりの部分、農協では肥料対策、いわゆる農協の配合肥料、一般肥料に対して5,300万もう手だてしている。あるいは、農薬に対しても3,488万手だてしていると。生乳については、多分、村との協調性の中でということと1,000万ぐらい追加、その前に12月に村としては独自対策ということで対策打つということと、それを追っかけ農協は1,000万、同等ぐらいの追加対策を打ったという形でございます。

村長は其中で、多分、担当課長も記憶にあると思うのですけれども、これからは電気代等も含めて、資材高騰だけでなく電気代も含めて高騰が見込まれるわけだから、その点早急なる対策を打つべく、これは必要に応じて実施してまいりたいということで回答をいただいているのですけれども、同僚議員が、今、言っているように、今、近々の課題として問題になってくるのは、やっぱり酪農、畜産対策の部分だと思うのです。これ積み残しとは言わないけれども、基本的には飼料高騰の中の部分がまだ高止まりしている。一番問題は、電気料だとか燃油、これがやっぱり酪農家はいろんな部分でかなり使わなければならない。固定的経費で使わなければならないということがあって、これをどう反映させていくかという部分がどのような農協との協議になっているのか。協議していきます、協議していきますは分かるのだけれども、基本的には村長の冒頭の挨拶で、ちょっとしつこいようすけれども、冒頭の挨拶でもあったように肥料対策は図るよと。かつ、これからの分については、借入金の利子補給も含めて様々な面で農協と協議しますよ、とおっしゃっているのですけれども、確かにそれはそれで分かります。それとあと、来年に向けての

来年度の経営継続の支援も含めてということで、これ随時協議していきますよ、という言い方をされているのですけれども、私は基本的には、今、打つべき対策というものは、目の前にきちっと明確にあるのではないかなというふうに思っているのですけれども、そこが、今、肥料対策だけで提案されたということで、基本的に農協も含めてという話になるのでしょうか、生産者自体の思惑というのはもっと違うところにある。私も今も現在進行形でいろんな畜産、酪農家とお話ししていますけれども、やっぱりかなり厳しいという現状を踏まえた中で、ある程度の年内対策はこれで難しいとは思っているのですけれども、やっぱり対策は講ずるべきだというふうに思っていますけれども、これからの酪農を考えたときに、もう既に戸数減っています。減っている中でこれ以上ということを考えればやっぱり具体的な対策、村が主体的にという、主導権を握ってでも、基幹産業ですから、しっかりと図るべきだというふうに思っているのですけれども、今の中の農協との具体的な話合い、決定でない中でもどのような話をしているのか、いま一度内容的に分かる範疇でいいですので、ご説明いただければありがたいと思います。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 ただいまの質問にございました酪農、畜産に関する支援等のことについて、農協との話合いというか、検討状況でございますが、先ほども申しましたが、酪農のほうに関しましては6月で一応支援策というのは打ってございますので、確かに厳しいのは分かりますが、まずはそのようなところでございまして。

また、畜産のほうに関しましては、今も言われたように大変厳しい状況というのでも聞き及んでいるところでございます。こちらのほうについては、今のところ農協さんのほうと早急なというか、状況を確認して、何か制度等を考えて効果的な対応策が打てればというふうに考えているところでございますが、まだちょっと制度設計のほうが進んでございませんので、今後、そちらのほうの整理等つきましたら必要に応じて提案等させていただきたいというふうに考えているところでございまして、ちょっと回答としては物足りないかもしれませんが、現状そのようなところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 協議しているという形の中の進め方について、一つの批判ばかりではなくて提案をさせていただきたいと思います。利子補給については、これは皆さん御存じというか、ある程度一般の方にも知っていただきたいのですけれども、組合員さんが、農業者がある程度の資金を調達するという部分についての基本原則は、担保力がないと借入金もできないということだけは理解してください。何もない中で、ただ融資を受けられる、そういう形にはなっていないということだけはご理解ください。そうすると、今の酪農経営、畜産経営も含めてということで、法的な差はあるのですけれども、基本的に担保力がないと資金も借りれない。分かりますね。資金が借りれないということは、これは負債

がそのまま残ってしまうということで、来年以降の経営どうしますか、という話になるということです。そういう部分についての支援対策というのはあまりにも有効性がないのではないかとということでまず私は提案したい。今、話したようにあくまでも私が言いたいのは、肥料だとか飼料だとかという部分に、あるいは生乳、農協は生乳に0.4円分、生産投資に対して0.4円出したのですけれども、この範疇の話ばかりをしていると、一般村民も含めてこれに特化した中でという捉え方をしてしまう部分多々あると思うのです。そうではなくて、今、我々が必要だという部分を提案したいというのは、やっぱり酪農、畜産については電気料だとか、水道はあるのでしょけれども、多少減免していますから。燃油だとか、そういう高騰対策も含めた中で協議できないのかなということなのです。それでないとな今の回答ばかりになってしまいます。酪農に対しては昨年手打ったではないかと。十分か、不十分かは別にしても手打ったではないかという話にしかならない。それが有効性があるか、ないかはこれからの部分です。ただ、6月に、私、評価したけれども、すごく助かったという酪農家がいたということだけは事実です。これだけでも評価したいと思います。ただ、それでも乳代が上がった、10円程度上がった、加工乳料もこれから上げていくという話になっているのだけれども、実質実入りの部分というのは誰も分かっていない、まだ。では、10円上がったから10円そのまま付加収入で、生産金額も上がって、剰余金も含めてと、そうならないという実態を踏まえたときに足かせになっているのは何かということです、第2弾として。やっぱり燃油だとか電気代だとか、そういうものを含めた中で協議をしていただきたいというふうに思っています。早急なる対策というものをぜひとも構築していただきたいと思います。

○議 長 村長。

○村 長 安村議員さんに何回も一般質問でも受けましたし、太田議員さんからも、ほかの議員さんからもいろいろ指摘受けて、私は残念ですけれども、独自で本当は12月に出したかったです。ただ、いろいろ農協さんともトップの話もしています。本当にここは何とか農協さんも頑張っているけれども、村のほうでもしてくれないかということのを遠慮なく言ってくださいと。そこのところ我々も、実際に安村議員さんも生産者の声聞いていると思いますけれども、私も直接村長室で聞いています。とっても大変という状況ではないです。これは本当に経営が成り立たないというか、これ以上酪農家、畜産農家も含めて、今個体の値段が低いですから、やめてしまう、あるいは業態変化しても追いつかない、ましてや営農計画を立てることも非常に大変な状況だということを私認識しています。だったら何で早くやらないのかということですよね。だから、そのことは私としては農協さんとも協議もしますけれども、今、安村さんがおっしゃった燃油等々も含めて、私は来年の3月を待たずにしっかり補正をかけて、酪農、畜産の対策はしっかりやるべきだというふうに思っていますし、そういうふうに課には指示しています。だから、農協さんとの話合いもしますし、いろんな形で本当に困っているこの部分を援助してくれということももちろんしっかりやっていきたいと思いますけれども、私としてはそういう形で必ず村として支援

策を打つのだということをごここで表明しておきたいと思っておりますので、年明け早々にでも皆さん方にお諮りをして、何とか酪農、畜産の危機を、畑作も粗生産額多いからと、そんなので安心してはいる場合ではないというふうに私は認識をしていますから、その部分、資材費とかいろんな部分で全部持っていかれていきますから、ほとんど利益が上がっていないという状況の中で、ただ生産額は上がります、安村議員さんがおっしゃったように。だから、そのところをしっかりと見極めないと、数字だけを見て史上3番目だという認識をしたら、これはもう生産者に笑われますし、私は批判されるというふうに思っていますので、そこはしっかりと見据えて、まずは酪農、畜産、そして畑作も含めて農協さんとも協議もしていますし、一緒に協調してやらなければいけないこともたくさんありますので、基幹産業である農業を守れということで、至上命令でありますので、その辺はしっかりと取り組んでまいりたいというふうに、具体的な提案を年明けさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議 長 ほか、この件に関して関連質問ありませんか。では、他の質問に移ります。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 歳入のところ、動きが一番大きいのは繰入金のところ、基金繰入金を2億円減額すると。これに伴って歳出のほうではあちこちで財源振替ということになっているようですけども、こういった会計上の手続というか、操作というか、に至った背景というか、基本的な考えについてご説明いただければと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、歳出のほうの寄付金管理基金の積立金を2億円減額しておりますので、そちらをご説明をさせていただきたいと思ひます。

15ページに一般管理費の説明欄の中に(6)、寄付金管理事業がございますので、こちらの寄付金管理基金積立金寄付分を2億円減額しております。寄付金管理基金でございますが、更別村寄付条例に基づいて寄附された寄附金を適正に管理運用するために設置をしているもので、予算の定めるところにより積立てをするということになっております。これまでふるさと納税を含む寄附金は、一部を除いてほぼ全額を寄付金管理基金に積み立てまして、翌年度に積み立てた寄附金を全額取り崩して翌年度の支出の財源に充てるということにしておりまして、本年度においても今のところそのような予算というふうになっているところではあります。

しかしながら、本年度一般会計の予算規模が過去最高の水準になっておりまして、歳入に不足額が生じているということになっておりますので、これを財政調整基金の繰入金で賄うように予算措置をしているということになります。御覧いただければ補正前の財政調整基金の繰入金、歳入になります。一方、ふるさと納税のほうは収入の額が大きく増加しておりまして、今のところ予算額は4億650万円ということになっております。また歳出に戻

りますが、このうちの2億円、寄付金管理基金の積立金を2億円全額寄附する現在の予算になっていますが、これを2億円を寄付金管理基金に積み立てることなく、本年度の歳出の財源に充当して、財政調整基金繰入金の予算額を同額減額するということによりまして財政調整基金の取崩し額を抑制するというので、できるだけ今の財政調整基金の基金残高の水準のこの維持を図りたいと考えております。

また、歳入の財政調整基金繰入金のまた次になりますが、公共施設等整備基金繰入金についても1,400万円を追加しております。これによっても財政調整基金繰入金が同額減額となっております、合わせて財政調整基金繰入金の予算額は2億1,400万円の減額となるものでございます。

以上でございます。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 ご説明ありがとうございました。ふるさと納税で大体4億円が見込まれていると。返礼品などがあるので、大体、最終的に寄附してもらった4億円が全部自由に使えるわけではなくて、大体、半額くらいが残るとというのが大ざっぱなところだと思いますが、そうすると今年いただいた寄附は今年に限って言えば今年使ってしまうと、来年以降に残るわけではないと。それはいけないことでも何でもないので、一応そういう形にこの予算でなるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ふるさと納税の国が示したルールということで、いただきましたふるさと納税の50%以下に経費を抑えるという、そういう国の方針に基づいてふるさと納税の事業を進めているわけですが、村の予算としましては、寄附金というのが寄附をされた方が指定する用途に応じた事業に使わせていただくということで、今年度の予算でいけば積立金の財源が全額ふるさと納税になっています。いただいたふるさと納税は、全額積立金の財源ということになっています。ふるさと納税をいただくに当たって委託料ですとか、そういった経費というのは一般財源を充当しています。積立金に積み立てた寄附金は、先ほどお話ししたとおり、全額取り崩して翌年度の歳出の財源に充当するのですが、今年度は、先ほどもお話ししたとおり、今のところふるさと納税の予算額、寄附金の予算額は4億650万円になっています。通常であれば、このほぼ全額を積立金の財源にするのですが、それは2億円は積み立てずに、直接今年度の歳出の財源に充当しようとしています。この歳出のところに補正額の財源区分があるのですが、ここに寄附金の寄の字があって、それぞれ充当する事業、金額が特定財源のところ、一般管理費でいけば寄付金管理基金の積立金が減額になるので、2億円の減額になっていますが、目4の地方振興費でいけば寄附金が605万1,000円の追加になっています。この2億円を積み立てずに、それぞれの事業の財源に充当すると、そういうことになっています。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 今回、補正についていろいろ説明をいただきました。私、9月の定例会の一般質問で外国人技能実習生の住居の関係で質問させていただいています。その中で、村長からは非常に改修費もかかるのだというお話をいただきましたけれども、事業者の話をお聞きすると来年4月から、新年度からもし可能であれば入れたいのだという話もありました。となると、年度内に改修しなければならない部分も出てくるのかなと思うのですが、今回の補正予算の中には一切その辺の数字が出てきていないというふうな説明になっております。この件について、今、どのような考えで村が進めようとしているかという部分についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 9月の一般質問で村長に対しまして外国人技能実習生に対する宿舎、住環境の整備ということで質問があったというふうに認識しております。外国人技能実習生制度につきましても、受入れする事業者が住環境を含めた環境を提供する、実習生に対して提供するという、そういう制度に基づいてのものだというふうに認識しております。ですので、受入れ企業がその住環境を提供するに当たって、宿舎がないとか、そういう相談が村にあればそのときに、やれること、やれないことがあるかとは思いますが、その相談を受けて対応させていただいているというところでございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 今の回答なのですが、私は上更別地域ではなくて更別地域に今の事業所があって、いろいろ運営されているということであれば、それはそういう今の答弁で構わないと思うのです。ただ、上更別地域については、更別地域とちょっと住居に関する環境って違うのです。そういうことを考えたときに、その事業所が責任を持って住宅を与えなさいという部分については、僕は限界があると思っています。そういうことを考えたときに、上更別地域でそういう住居問題で何かしらの問題があるときには、行政も一歩踏み込んでその辺の問題解決進めていかなければならないのかなというふうにも考えております。村長の答弁の中で、上更別の活性化協議会とも協議するというようなことでお話をいただきました。今の副村長の答弁は、そういう協議会との協議を踏まえた上での回答とは僕は聞かないものですから、できれば本当に住居のことを考えて、上更別のグループホームが順調の経営、運営ができるような、そういう対応を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 上更別のグループホームの職員の住居というようなことで、現状としては、当然、更別村の住環境、上更別地区についてのということなのですが、整理としては、まず、事業所の職員住宅ということに特化した整備というのがなかなか進めづらいというのは現状あると思います。あと、上更別地区の中で住居の現状の供給状況というか、保有状況も限界があるというようなことで、前回の話としては今後の上更別地区の住居をどのように検討していくかというようなことにはなってくると思います。中には一

部教員住宅だとかの話も出たかと思うのですけれども、そちらについては現状、今後の検討にはなると思うのですけれども、まず手順としては教育のほうと教員住宅の村内の在り方だとか、そういうような整理が必要なのかなというふうに感じておまして、そちらのところを今後どのように転用していくかということにはなっていくのかな、というのも一つの可能性としては出てくるかと思っております。ただ、行政として、上更別地区というような特殊事情はありながら、村全体としては公営住宅とかの管理の中で適正な戸数という中で賃貸住宅だとか、民間の方にお願ひできる部分はお願ひしていくというような形で助成をしているというようなこともあるものですから、また行政のほうが保有するといろいろと制約がどうしても、入居の制約が出てきますので、そういうのも含めた中で今後の検討だな、ということだったものですから、やはりいろいろと手順を踏まえて、課題解決していく部分が多いものですから、今回の12月の議会にその部分の提案はなかなかできなかったというようなことになります。ちょっと繰り返しになりますが、今後の上更別地区の住環境につきましては、事業所の方の住む場所も含めて更別村でお住まいの方の住居の求めがあるのであれば検討材料になりますので、本当にいろんな状況を検討するような課題解決する部分がありますので、しっかりと協議して進めたいというふうなことになりますので、全く何もしないということではありませぬので、ただどうしても手順を踏まえなければいけないところがあるということだけご理解いただけたらなと思っております。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 上更別のグループホームにつきましては、誘致するときから歴代の村長さん含めて関係される方が本当に一生懸命になって、熱心になって誘致してきた部分もあります。村もこれまでいろいろな支援、協力をしてきたというふうには私は思っております。その9月の定例会で私が一般質問したときも、それは私の意見ではなくて、地域の方と懇談をした中で出てきたそういうような不安だったのです。その不安がある中で私が質問させていただいて、先ほどの副村長の答弁では、私の聞く限りはそれは事業所の責任でやりなさいというふうには聞こえるものですから、それでは私いけないと思っております。やはり村にとってはなくてはならない施設なものですから、その辺については今後ともきちんと、私もあのとき言いましたけれども、教員住宅の例えば再利用とかというようなことも話しましたけれども、そういう部分を含めて本当に真面目に真剣に検討していただきたいと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 前回、私、答弁しました。それで、一応保健福祉課というのですか、福祉関係には指示を出して、グループホームの方に聞き取りをしてきてくださいと。来年度技能研修生がどのぐらい来て、例えばこの間言ったように1人で住むのではなくてシェアして住むのであれば、それなりの改修が、改修というか、それなりの住居が必要であるねというふうな話があったので、まずそここのところの来年度の採用予定とか人数とか、そういうものを把握しないとこちらとしても計画立てられないということで、課長等に行ってもら

いました。取りあえずその部分のところの具体的な相談とかという、相談ということではないですけども、住居についてはそれは別の次元で考えなければいけないと思うのですけれども、そういう技能実習生とか等々についての採用予定とかというものについては、今のところ予定はしていないということだったので、だからやらないということではないのですけれども、喫緊の早急な対策をとというような形ではこちらとしては受け止めなかったもので、大変申し訳なかったのですけれども、その部分については、後からやったのでは間に合いませんけれども、見越してそういうような状況、採用状況とか外国の方の雇用状況も鑑みながら、なおかつ、それとは別個にやっぱり上更別の住環境についてはしっかり整えなければ駄目です。教員住宅もはっきり言ってぼろぼろですし、公営住宅だって何回も改修していますけれども、なかなかうまくいかないです。それは地域の方不安に思うでしょう。だから、そのことはまた別の次元の問題ですけども、今回同じような形で提案がありましたので、そのところはしっかり運営の主体と協議も重ねながら、そして村としても上更別地域の住環境をどのように整えていくのかということをしかり考えながらやっていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 15ページ目4地方振興費の説明欄(3)の宅地分譲整備事業についてなのですけれども、執行残ということで、測量して、ついに大型の分譲地ということで44区画、3か年で売っていくよということなのですけれども、僕、7年前に大規模な分譲地は必要ないのか、ということで質問させていただいて、当時は幼稚園の横に何区画かあって、コムニのところ3区画残っていたという現状だったのですけれども、その後、新コムニ団地ができたり等して、だんだん家が建ってきたのですけれども、ここにきて価格高騰とか、いろんな意味で資材高騰とか、そういったことで家を建てられなくなってくるというところが7年たって課題にがっとう出てきて、ではこれ44区画あるけれども、分譲できるのかなんていう話にもなってくると思うのですけれども、分譲地を造ることは僕たち採択しましたからいいとして、その売り方というか、全員協議会でも話したのですけれども、売り方について3か年で売るよ、だけれどもそれに対して需要が伴ってればいいのですけれども、その需要が伴わなかったときの場合の売り方ですか、3か年で44区画というのをまだ5区画ぐらいしか売れていないのに、次の分譲行って、次の分譲行ってとなったら、穴空きになってしまうということをすごく懸念しているのですけれども、その辺の考えはかなり整理したほうがいいかなと思うのですけれども、いま一度その考えについてご答弁いただけますでしょうか。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 現在進めております宅地分譲事業についてのご意見ということでございますけれども、おっしゃるとおり、現在、建築資材の高騰ですとか技術者の不足ですとか、様々な環境で住宅を建てるのには少し難しい時期になっているのかなというふうには我々

も理解をしてございます。

一方、宅地造成につきましては、現在分譲している新コムニ団地も残り1区画となっております。これからもろもろ住宅の住み替え等の課題も出てこよかなというふうには思っているところですが、実際に更別村に住宅を建てたいという方を逃さないようにするためにも、一定の分譲用地の確保というのは必要かと思っております。現在、取得したところにつきましては、更別市街地に隣接している中では最後の大型区画になろうかなと思っておりますが、こちらのほうは一括で取得をさせていただきまして、整備のほうも計画図も策定をさせていただいたところでございます。分譲に係る経費につきましては、現在過疎法が有効な期間ということもありまして、それらの有効な財源を使って、造成については3か年で進めてまいりたいというふうに思っております。造成のほうを先延ばしをしていきますと、必要な財源の確保にも支障が出ることも想定されるものですから、こちらについては今のところは計画どおり進めてまいりたいと思っております。分譲方法についても、造成後、翌年度から分譲を開始したいという計画をしておりますが、議員のご懸念のとおり、売れていないのに次々といくことが適切かどうかというのもごもっともなご意見かと思っておりますので、そちらについては基本的には翌年、翌年で分譲を考えてまいりたいと思っておりますが、状況を鑑みて、造成後の分譲開始タイミングについては一考してまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 すみません、ちょっと確認させてください。16ページ、説明欄で移住定住促進事業の関係で、今回、地域おこし協力隊員が退職されたということで減額の申請でございますけれども、ちょっと私自身としても気になっております。これについては、定住移住化に向けて計画当初から強い口調でそれを強化していくのだという部分、更別のPRも含めてということでの鳴り物で地域おこし協力隊採用したというふうに私は認識しております。その中で途中退職されて、いつ退職されたかちょっと不明なのですけれども、これ来年度に向けてもなのですけれども、結局は村が思っている俗に言う移住定住の強化対策を図るのだという部分が、僕はやっぱり中倒れしているのでないかというふうに思うのです。これで来年どうするのだという話になったときに、本当に継続性があって、地域おこし協力隊のノウハウを十分活用しながら進めるという提案であればそれはそれで構わないのだけれども、どうも見ていると単純に退職されたからこれは仕方ないという形の減額なのでしょうけれども、これどういうふうに考えているのかという部分も含めて、ちょっと確認だけはさせてください。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 移住定住促進事業の関係のご質問でございます。昨年度から地域おこし協力隊の方、新たな方任用しまして、移住定住促進事業を継続してまいりたいということで、昨年度からの継続ということで移住パンフの作成、またホームページ等の内容の更新、

また村内の空き地、空き家の状況の再確認とその台帳整理というような形で事業に従事していただいていたところでございます。今般、今年9月の末をもってご本人のこれからのご都合のことがありまして、自己都合ということで退職という形で、今年度中の任期途中ということになります。この退職ということになりました。ここまでの昨年から今年予定していたところの事業については、おおむね完了していたこともございまして、年度途中からの新たな募集は行わないという判断をさせていただきまして、今回減額というように計上させていただいております。

翌年度以降については、これから当初予算という形にはなるのですけれども、現状のところ一定程度の作業が終了しているというところで、地域おこし協力隊、また、それ以外の事業者を活用してですとか、そういった形での業務については今のところは想定をしないで進めてまいりたいと思っておりますが、移住定住事業につきましてはこれまでも地域おこし協力隊の活用のあるなしにかかわらず、定住化促進住宅ですとか移住のPRですとか、昨年については南十勝での広域での取組ですとか、様々、これまでも、これからも続けてまいりたいと思っておりますが、そうした活動の事業の展開の中で地域おこし協力隊にかかわらず様々なお力を活用したいというような場合には、改めてまた予算措置をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 すみません。ありがとうございます。というか、ちょっと私の認識の違いなのかもしれませんが、端的に言います。この地域おこし協力隊については、単純にホームページを開設する、あるいはパンフレットを作るという説明ではなかったはず。これは、移住定住化に向けて、もっと幅広い活動をしていただくというもう少し広い意味の多分位置づけで僕は説明受けたというふうに思っています。それが一定の作業は終わったから、ではあとそれぞれの中で必要な部分に応じて対応するという説明をいただいたということになりますけれども、やっぱりそれは移住定住化に向けて一つの明記した位置づけを提案し、予算化して、人も採用したということですので、これはそういう考えではいかなものかというふうに僕は指摘したいというふうに思います。考え方あれば一度説明ください。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 安村議員の今のご質問といいますか、の中身になりますけれども、昨年それまでの移住定住支援員は、今、いらっしゃった方が最初ではないのですけれども、その方が任期満了で退任をされた後の後任について採用するかどうかというのは内部で議論をしたところでございます。4年度、5年度にかけて移住パンフの更新、また空き地、空き家の状況確認、そういったことの作業があるということで、現状の職員の配置体制だけではそれらをきめ細かく行うことが難しいということで新たに募集をするということで予算措置をさせていただいたところでございます。移住定住に関わる業務は、それだけを

行ってもらうということではありませんので、当然移住希望者への相談ですとか、様々な、今いらっしゃる方はご本人が工夫されて、ホームページに載せる更別村の生活情報、そういったお店のPRをするための資料作成をして、更新もしていただいて、動画とまではいきませんが、スライド方式で生活に必要なお店の情報を閲覧できるようにするとか、そういったことにも取り組んでいただいたところではございますけれども、もっと幅広いといえば活用は可能性はあるのかなとも思いますけれども、現状こちらのほうで要望していた部分については、一定程度の成果が得られたかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第82号 令和5年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時16分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第83号

○議 長 日程第13、議案第83号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第83号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,833万3,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,958万1,000円とするものであります。

初めに、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。8ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、15万4,000円を追加し、補正後の額を401万2,000円とするもので、制度改正によるシステム改修経費の追加であります。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、41万9,000円を追加し、補正後の予算額を1,039万5,000円とするものであります。

続いて、歳入にまいります。7ページをお開きください。款4道支出金、項1道負担金、目1保険給付費等交付金は、15万4,000円を追加し、補正後の額を3億4,986万9,000円とするもので、歳出の款1総務費のシステム改修経費に対し交付されるものであります。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、28万7,000円を追加し、補正後の額を3,113万6,000円とするもので、保険基盤安定繰入金の追加であります。

款8諸収入、項2雑入、目2保険給付費等交付金は、13万2,000円を追加し、補正後の額を13万3,000円とするもので、前年度保険給付費等交付金実績に基づく追加交付であります。

続きまして、診療施設勘定にまいります。初めに、歳出からご説明を申し上げます。12ページをお開きいただきたいと思っております。款1総務費は、269万4,000円を追加し、補正後の予算額を5億1,715万9,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいります。説明欄(1)、総務管理経費、給料は、給与改定に伴う増額であります。職員手当等は、夜勤手当及び特殊勤務手当の増加並びに給与改定に伴う増額であります。共済費は、標準報酬の確定、給与改定に伴う増額であります。負担金補助及び交付金は、給与改定に伴う増額であります。なお、14ページ以降には給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いするものであります。説明欄(2)、総務一般事務経費、役務費、電話料は、使用回数の増加に伴い電話料を増額するものであります。説明欄(3)、フルタイム会計年度任用職員給与等、給料は、医療事務、看護補助員、それぞれ給与改定に伴う増額であります。職員手当等は、夜勤手当及び特殊勤務手当の増加並びに給与改定に伴う増額であります。共済費は、標準報酬の確定及び給与改定に伴う増額並びに看護補助員が加入する保険等の変更による減額であります。続きまして、13ページをお開きください。負担金補助及び交付金は、給与改定に伴う増額であります。

款3公債費は、4,000円を減額し、補正後の予算額を1,732万8,000円とするものであります。

項1公債費、目1元金、説明欄(1)、長期債償還元金、償還利子及び割引料、長期債償還元金は、令和4年度過疎対策事業債分の約定償還元金の増額であります。

目2利子、説明欄(1)、長期債償還利子、償還金利子及び割引料、長期債償還利子は、

令和4年度過疎対策事業債借入れ分の約定償還利子の減額であります。

次に、歳入にまいります。11ページをお開き願いたいというふうに思います。款5繰入金は、269万円を増額し、補正後の予算額を2億8,105万1,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄にまいりまして、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれ額を調整するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 申し訳ございません。ちょっと確認だけさせていただきます。診療施設勘定の中の12ページになりますけれども、ただいま説明欄の中に総務管理費の関係で職員の手当等ということの説明いただきました。夜勤手当の増、あるいは特殊手当の増という形のご説明をいただきましたけれども、内容的にもう少し説明いただければありがたいのですけれども、お願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 人件費、給与改定に伴う給与の改定なので、14ページの給与費明細書をお開きいただければと思います。給与費明細書の一般職の総括がございます。職員手当等に関しましては、補正後、補正前があって、比較が52万6,000円の増になっています。期末手当、勤勉手当につきましては、給与改定に伴いまして支給率が変更になっていますので、増加になっています。夜間看護手当等については、支給の実績等を踏まえて追加をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。別紙、今、説明いただいたのですけれども、私の捉え方が違ったようで、基本的に夜勤手当等がということで、給与改定に伴うという、今、説明いただきましたので、理解しましたけれども、夜勤手当等が増えているのかなという、ちょっとそれらの懸念もあったものですから質問させていただきました。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第83号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第84号

○議 長 日程第14、議案第84号 令和5年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第84号 令和5年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ167万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,079万1,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きください。款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金は、167万3,000円を減額し、補正後の額を5,944万2,000円とするものであります。保険料の減、基盤安定負担金の減及び前年度繰越金の増によるものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料は、33万1,000円を減額し、補正後の額を4,533万円とするものであります。

目1特別徴収保険料は6万円の減、目2普通徴収保険料は27万1,000円の減となるものであります。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、142万3,000円を減額し、補正後の額を1,512万6,000円とするものであります。説明欄にまいります。保険基盤安定繰入金は広域連合からの確定数値により142万3,000円を減額するものであります。

款3項1目1繰越金は、前年度繰越金の確定によりまして8万1,000円を追加し、補正後の額を8万2,000円とするものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第84号 令和5年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第85号

○議 長 日程第15、議案第85号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第85号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,516万9,000円とするものであります。

初めに、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思います。款2保険給付費、項1目1介護サービス等諸費は、700万円を追加し、補正後の額を2億8,571万1,000円とするものであります。給付見込額による補正であります。

項2目1介護予防サービス等諸費は、450万円を減額し、補正後の額を1,617万2,000円とするものであります。これも給付見込額の補正によるものであります。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、250万円を減額し、補正後の額を1,550万円とするものでありまして、給付見込額による補正であります。

続いて、7ページをお開き願いたいというふうに思います。款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、6万3,000円を減額し、補正後の額を1,000万4,000円とするものであります。これも給付見込額による補正であります。

目2一般介護予防事業費は、6万3,000円を追加し、補正後の額を595万円とするものであります。介護予防教室参加者の送迎増によるものであります。

続いて、項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、31万5,000円を追加し、補正後の額を2,501万6,000円とするものであります。フルタイム会計年度任用職員や一般職員の給与改定に伴い人件費を増額するものであります。

なお、9ページ以降には給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願い申し上げます。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開き願いたいというふうに思います。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金（その他事業）は、11万9,000円を追加し、補正後の額を1,485万5,000円とするもので、給与改定等に伴う人件費の増によるものであります。

款5道支出金、項2道補助金、目2地域支援事業交付金（その他事業）は、6万円を追加し、補正後の額を742万9,000円とするものであります。給与改定等に伴う人件費の増であります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3地域支援事業繰入金（その他事業）は、6万円を追加し、補正後の額を742万9,000円とするものであります。これも給与改定等に伴う人件費の増によるものであります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、7万6,000円を追加し、補正後の額を1,491万7,000円とするものであります。これも給与改定等に伴う人件費増によるものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第85号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第86号

○議 長 日程第16、議案第86号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第86号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の

件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

それでは、1ページをお開きいただきたいというふうに思います。収益的収入及び支出の収入であります。款1簡易水道事業収益は、7万6,000円を減額し、補正後の予算額を1億4,137万5,000円とするものであります。

項2営業外収益、目3負担金は、企業債の償還額が確定したことにより一般会計負担金を減額するものであります。

続きまして、支出にまいります。款1簡易水道事業費用は、2万1,000円を減額し、補正後の額を1億5,361万7,000円とするものであります。

項1営業費用、目3総係費は、主に給与改定に伴い18万2,000円を追加するものであります。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、償還額の確定により企業債利息を20万3,000円減額するものであります。

続きまして、2ページをお開き願いたいというふうに思います。2ページは、資本的収入及び支出の収入であります。款1簡易水道事業資本的収入は、116万5,000円を減額し、補正後の額を1億922万4,000円とするものであります。

項1負担金、目2一般会計負担金は、企業債の償還額確定により減額するものであります。

続きまして、支出にまいります。款1簡易水道事業資本的支出は、215万4,000円を減額し、補正後の額を1億5,836万8,000円とするものであります。

項2企業債償還金、目1企業債償還金は、償還額の確定により減額するものであります。

なお、3ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第86号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第87号

○議 長 日程第17、議案第87号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第87号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1ページをお開き願いたいというふうに思います。収益的収入及び支出の収入であります。款1下水道等事業収益は、5万7,000円を減額し、補正後の額を1億4,361万6,000円とするものであります。

項1営業収益、目2一般会計負担金は、93万2,000円を減額するもので、企業債の償還額が確定したことによるものであります。

項2営業外収益、目2一般会計補助金は、財源補填分として87万5,000円を追加するものであります。

続いて、支出にまいります。款1下水道等事業費用は、5万7,000円を減額し、補正後の額を1億8,883万1,000円とするものであります。

項1営業費用、目3総係費は、主に給与改定により12万8,000円を追加するものであります。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、償還額確定により企業債利息を18万5,000円減額するものであります。

続きまして、2ページをお開き願いたいというふうに思います。2ページは、資本的収入及び支出の支出であります。款1下水道等事業資本的支出は、114万6,000円を減額し、補正後の額を1億949万5,000円とするものであります。

項2企業債償還金、目1企業債償還金は、償還額の確定により減額するものであります。

なお、3ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第87号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の
件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。
議事の都合により、12月12日、12月13日の2日間は休会いたしたいと思いを
ます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、12月12日、12月13日の2日間は休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

(午後 1時55分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5年12月11日

更別村議会議長

同 議員

同 議員